

海田町告示第128号

海田町業務委託条件付一般競争入札試行要領を次のように定める。

令和6年11月28日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町業務委託条件付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海田町が発注する業務委託に係る一般競争入札のうち一定の条件を満たす者により入札を執行する方式（以下「条件付一般競争入札」という。）の試行に関し、海田町財務規則（昭和48年海田町規則第13号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 条件付一般競争入札試行（以下「試行入札」という。）に付す対象案件は、海田町水道事業検針等業務委託とする。

(入札参加資格)

第3条 試行入札に参加することができる者は、試行入札の公告日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 海田町物品調達等に係る指名競争入札参加資格に関する規程（平成元年海田町告示第2号）第3条第1項の規定による認定を受けていること。
- (2) 海田町物品調達等に係る指名競争入札に関する指名除外措置要綱（平成16年海田町告示第87号）第2条第1項の規定による指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 入札公告に掲げられた資格要件を全て満たす者であること。

(入札公告)

第4条 町長は、試行入札を執行しようとするときは、入札公告及び仕様書等関係書類を海田町ホームページに掲載するとともに窓口で閲覧に供するものとする。

(入札参加申込)

第5条 試行入札に参加を希望する者は、別に定める入札参加申込書を入札公告に定める期日までに提出しなければならない。

(入札の方法)

第6条 試行入札は、入札公告に示す日時及び場所で紙入札により行うものとする。

2 試行入札は、入札が1であっても有効とする。

(落札者)

第7条 落札者は、試行入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者とする。

2 前項の最低の価格を入札した者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、試行入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。